

入札（見積合せ）結果調書

件名	新庁舎旭川家具製造業務				
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号				
契約の相手方	旭川市永山2条10丁目1-35 旭川家具工業協同組合				
契約金額	175,798,700円（うち取引に係る消費税及地方消費税15,981,700円）				
契約期間	令和4年6月10日 から 令和5年11月30日				
契約担当課	総務部 庁舎建設課				
入札（見積）日時	令和4年4月19日 午後1時				
入 札 （ 見 積 ） 結 果					
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況
1	旭川家具工業協同組合	159,817,000 円			決定
2					
3					
4					
5					
一者特命の 随意契約と した理由	<p>新庁舎には、約700の旭川家具の導入を計画しているが、導入に当たっては、新庁舎で使用する旭川家具のデザインに統一感をもたせることで新庁舎全体を活用した旭川家具のPRを検討している。仮に品目毎に分割発注し、受注先が多岐にわたることとなった場合、家具の仕様や使用する木材の種類、デザインの統一感が損なわれる可能性があることから、新庁舎で使用する旭川家具については、家具の製造だけではなく、導入する家具全体のデザイン検討を含め、一括での発注が必要となる。</p> <p>そのため、本業務の履行に当たっては、大量の旭川家具のデザイン検討や製造など専門的な業務を円滑に履行するための実施体制が必要であるが、選定する同者は、旭川家具製造企業による組合であり、旭川及び旭川近郊の家具製造業者が約40者加入しているほか、複数のデザイナーが所属しており、本業務の円滑な実施が可能である。また、これらの条件を満たした受注先は、選定した1者のみであることから、同者を選定する。</p>				